

新宿区教育委員会会議録

令和 7 年第 8 回定例会

令 和 7 年 8 月 1 日

新宿区教育委員会

令和7年第8回新宿区教育委員会定例会

日 時 令和7年8月1日（金）

開会 午後 3時00分

閉会 午後 3時17分

場 所 新宿区役所6階 第4委員会室

出席者

新宿区教育委員会

教 育 長	針 谷 弘 志	教育長職務代理者	古 笛 恵 子
委 員	星 野 洋	委 員	年 綱 和 代
委 員	鴨 川 明 子	委 員	的 場 美規子

説明のため出席した者の職氏名

次 長	遠 山 竜 多	中 央 図 書 館 長	山 本 秀 樹
教 育 調 整 課 長	徳 永 創	教 育 指 導 課 長	坂 元 竜 二
主 任 指 導 主 事	北 中 啓 勝	教 育 支 援 課 長	菊 地 ゆ み
統 括 指 導 主 事	辻 慎 二	学 校 運 営 課 長	高 橋 和 孝

書記

教 育 調 整 課 主 査	古 市 将 貴	教 育 調 整 課 管 理 係	大 原 颯 人
---------------	---------	-----------------	---------

議事日程

議 案

- 日程第1 第45号議案 令和8年度使用新宿区立小学校教科用図書の採択について
- 日程第2 第46号議案 令和8年度使用新宿区立中学校教科用図書の採択について
- 日程第3 第47号議案 令和8年度新宿区立特別支援学校並びに新宿区立小学校及び中学校の特別支援学級において使用する教科用図書の採択について

報 告

- 1 令和6年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」について（教育指導課長）
- 2 その他

◎ 開 会

○教育長 ただいまから令和7年新宿区教育委員会第8回定例会を開会します。

本日の会議は、全員出席しておりますので、定足数を満たしています。

本日の会議録の署名者は、古笛委員にお願いいたします。

○古笛委員 承知いたしました。

◎ 第45号議案 令和8年度使用新宿区立小学校教科用図書の採択について

◎ 第46号議案 令和8年度使用新宿区立中学校教科用図書の採択について

◎ 第47号議案 令和8年度新宿区立特別支援学校並びに新宿区立小学校及び中学校の特別支援学級において使用する教科用図書の採択について

○教育長 それでは、議事に入ります。

「日程第1 第45号議案 令和8年度使用新宿区立小学校教科用図書の採択について」、

「日程第2 第46号議案 令和8年度使用新宿区立中学校教科用図書の採択について」、

「日程第3 第47号議案 令和8年度新宿区立特別支援学校並びに新宿区立小学校及び中学校の特別支援学級において使用する教科用図書の採択について」を議題とします。

本日の進行につきましては、日程第1 第45号議案及び日程第2 第46号議案について一括して説明を受け、審議を行います。次に、日程第3 第47号議案について説明を受け、審議を行います。

なお、この後の説明及び答弁については着座にてお願いいたします。

それでは、第45号議案及び第46号議案の説明を、教育調整課長からお願いいたします。

○教育調整課長 それでは、「第45号議案 令和8年度使用新宿区立小学校教科用図書の採択について」御説明いたします。

本議案は、令和8年度に使用する小学校教科用図書について、引き続き令和5年度に採択したものと同一の教科用図書を採択するものでございます。

議案の2枚目につきましては、採択の候補となる現行の教科用図書の発行者名を記載したものでございます。

なお、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条では、義務教育諸学校で使用する教科用図書は、政令で定める期間、毎年度種目ごとに同一の教科用図書を採択す

ることとされており、その期間は同法施行令第15条で4年と定められております。令和8年度に使用する小学校教科用図書につきましては、令和5年度に採択したものと同一の教科用図書についての3年目の採択となるものでございます。

それでは、議案1ページにお戻りいただきまして、第45号議案の提案理由です。

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条第1項及び第6項並びに第14条の規定に基づき、新宿区立小学校で使用する教科用図書を採択する必要があるためでございます。

続きまして、「第46号議案 令和8年度使用新宿区立中学校教科用図書の採択について」御説明いたします。

本議案は、令和8年度に使用する中学校教科用図書について、引き続き令和6年度に採択したものと同一の教科用図書を採択するものでございます。

議案の2枚目につきましては、採択の候補となる現行の教科用図書の発行者名を記載したものでございます。

なお、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条では、義務教育諸学校で使用する教科用図書は、政令で定める期間、毎年度種目ごとに同一の教科用図書を採択することとされており、その期間は同法施行令第15条で4年と定められております。

令和8年度に使用する中学校教科用図書につきましては、令和6年度に採択したものと同一の教科用図書について、2年目の採択となるものでございます。

それでは、議案の1ページ目にお戻りいただきまして、第46号議案の提案理由です。

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条第1項及び第6項並びに第14条の規定に基づき、新宿区立中学校で使用する教科用図書を採択する必要があるためでございます。

以上、御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○教育長 説明が終わりました。

まず最初に、第45号議案について、御意見、御質問がありましたら、お願いいたします。

こちらは令和5年度採用の引き続きということでございます。

〔発言する者なし〕

○教育長 特に御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了します。

第45号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○教育長 第45号議案は、原案のとおり決定いたしました。

次に、第46号議案について、御意見、御質問がありましたら、お願いいたします。

〔発言する者なし〕

○教育長 こちらも令和6年度採用に引き続きということですので、特に御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了します。

第46号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○教育長 第46号議案は、原案のとおり決定いたしました。

次に、第47号議案の説明を教育調整課長からお願いいたします。

○教育調整課長 それでは、「第47号議案 令和8年度新宿区立特別支援学校並びに新宿区立小学校及び中学校の特別支援学級において使用する教科用図書の採択について」御説明いたします。

議案の3枚目の裏面、そして4枚目の裏面をそれぞれ御覧ください。これらは、文部科学省検定済教科書の採択候補でございます。

区立特別支援学校並びに区立小・中学校の特別支援学級において使用する文部科学省検定済教科書については、区立小・中学校で使用する教科用図書と同じものを採択することとされています。

御覧いただいた一覧は、区立小・中学校で採択したものと同一の教科用図書となっております。

次に、文部科学省著作教科書についてです。

議案の5枚目、今のページの次の裏面と6枚目の裏面をそれぞれ御覧ください。これらは、文部科学省著作教科書の一覧でございます。

文部科学省著作教科書とは、文部科学省が著作の名義を有する教科書です。特別支援学校並びに小中学校の特別支援学級知的障害者用には、こちらの一覧のとおり、国語、算数、数学、音楽、生活、社会、理科、職業・家庭の教科書がございます。

次に、一般図書についてです。

小学校・中学校及び特別支援学校においては、検定済みの教科用図書または文部科学省著作の教科用図書を使用することが学校教育法において義務づけられておりますが、同法の附則第9条において、文部科学省が定めるところにより、文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学省が著作の名義を有する教科用図書以外の教科用図書を使用することができ

るとされています。この教科用図書以外の図書を教科用図書と使用するものが、一般図書でございます。

議案の8枚目以降でございますが、こちらが東京都教育委員会が調査いたしました一般図書の一覧となっております。そして、この議案の最後の2枚が、一般図書のうち拡大教科書の一覧となっております。

特別支援学校並びに小・中学校の特別支援学級で使用する文部科学省著作教科書及び一般図書は、毎年度種目ごとに採択することとされております。文部科学省著作教科書については、文部科学省から出されている教科書目録記載の知的障害者用全てを、また、一般図書については、東京都教育委員会から出された特別支援教科書調査研究資料に記載された全ての図書と、第45号議案、第46号議案で採択いただいた教科用図書と同一の発行者の拡大教科書の採択をお願いするものでございます。

採択に当たっては、文部科学省著作教科書及び一般図書検討委員会から、7月14日に教育委員会宛て報告がなされています。

なお、各学校が使用する一般図書については、各学校に対し事前に希望調査を行いました。東京都の調査研究資料に記載された図書以外の希望はありませんでしたので、一般図書調査委員会調査及び学校調査を実施する必要はありませんでした。

この文部科学省著作教科書及び一般図書検討委員会において、文部科学省著作教科書東京都の調査研究書に記載された一般図書及び拡大教科書について検討した結果、その全てについて使用が適当であるとの報告をいただいております。

議案の1ページ目にお戻りいただけますでしょうか。第47号議案の提案理由でございます。

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条第1項及び及び第6項並びに第14条の規定に基づき、新宿区立特別支援学校並びに新宿区立小学校及び中学校の特別支援学級において使用する教科用図書を採択する必要があるためでございます。

以上、御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○教育長 第47号議案について、御意見、御質問がありましたら、お願いいたします。

こちらもよろしいでしょうか。

〔発言する者なし〕

○教育長 特に御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了します。

第47号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○教育長 第47号議案は、原案のとおり決定いたしました。

以上で、本日の議事を終了します。

◆ 報告 1 令和 6 年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に
対する調査」について

○教育長 次に、事務局から報告を受けます。

報告 1 について説明を受け、質疑を行います。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○教育指導課長 それでは、私から令和 6 年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の
諸課題に関する調査」について、御報告いたします。

資料、報告 1 を御覧ください。

まず、暴力行為の発生件数についてです。

小学校では71件、中学校では28件でした。暴力行為の内訳では、小学校の71件のうち、対
教師暴力が14件、対生徒間暴力が44件、対人暴力ゼロ件、器物損壊13件となります。

中学校は28件のうち、対教師暴力が 1 件、対生徒間暴力は23件、対人暴力はゼロ件、器物
損壊 4 件となります。

暴力行為の発生状況として、小学校では令和 5 年度より14件減少となっております。発生
状況を細かく見ると、特定の児童が繰り返す状況があると学校から報告が挙がっております。
学校では、組織的に児童を支える体制をつくっており、別室でクールダウンをさせることや、
スクールカウンセラーがゆっくり話を聞くなどの対応も行っております。また、必要に応じて
警察から助言を受けるなどして、関係機関と連携し対応を行っております。

次に、不登校児童・生徒の把握についてです。

小学校では166人、中学校では215人で、前年度と比較して小学校は27名増加、中学校は20
名減少しました。

不登校の出現率は、小学校は1.38から1.63に増加、中学校は8.13から7.44と減少となりま
した。

(2) は学年別の内訳となります。恐れ入ります、次のページを御覧ください。

(3) 不登校児童生徒について把握した事実の内訳です。

令和 4 年度までは、不登校の要因について、主たるものと主たるもの以外に当てはまるも
のを選択していましたが、令和 5 年度より不登校児童生徒について把握した事実へと回答項

目が変更され、複数回答となっております。

把握した事実について、学校に係る状況は小学校で69件、中学校は93件確認されております。令和5年度と比較して、小学校は24件増加しておりますが、中学校は28件減少しており、特に中学校では、進路を見据えた多様な教育機会の確保や社会的自立に向けた促し、そして別室指導等個別対応の充実が図られてきたことが減少した要因と考えます。

引き続き、学校では年2回、小学校4年生以上で実施するhyper-QUの結果分析を活用するとともに、スクールカウンセラー等も加えた組織的な家庭との連携、家庭と子供の支援員の活用などの支援に努めてまいります。

また、中学校では、不登校対応巡回教員やチャレンジクラスへの接続、スクールソーシャルワーカーを活用した関係機関との連携、オンラインを活用した授業支援といった不登校児童生徒への支援の充実を一層進めてまいります。

教育委員会では、継続してフリースクール等民間施設との連携を図るとともに、先月には不登校児童生徒及び保護者向けイベントも実施いたしました。

今後も、不登校児童生徒に寄り添った多様な教育機会の確保をより一層推進してまいります。

最後に、いじめの把握についてです。

認知件数は、小学校で202件、中学校で28件です。前年度より小学校では59件、中学校では9件減少しています。

いじめの態様については、冷やかしかからかいが小・中ともに最も多くなっております。いじめはどの学校、どの子どもにも起こり得るものという認識に立ち、常に児童生徒の様子の変化や交友関係に目を向け、見えにくいいじめの発見に努める必要があります。

いじめを認知するということは、軽微ないじめも見逃さないということにつながります。本区では、これまでも国の方針と同様、いじめの件数が多いことをもって、その学校や学級の対応に課題があるという捉え方をしておりません。いじめの認知を行うことで、早期発見・早期対応につながるものと考えております。

各学校では、全教職員がいじめの定義を正しく理解し、軽微ないじめを見逃すことなく、早期発見とともに早期に対応していくことを心がけています。

また、ふれあい月間のアンケート、面談、電話、SNSを用いた多くの相談窓口を周知し、スクールカウンセラーによる小学校5年生、中学校1年生を対象とした全員面接なども行っております。

今後も、児童生徒自身がいじめ問題の解決に向けて、自ら考え話し合い行動できるようになるための機会を持てるような指導の充実を図るとともに、生活指導主任会等において、各校の情報交換をして、様々な対応策について共有してまいります。

報告は以上となります。よろしくお願いいたします。

○教育長 説明が終わりました。報告1について、御意見、御質問のある方は、お願いいたします。

○星野委員 不登校に関してなんですけれども、今年から不登校の原因となり得る「起立性調節障害を早期発見するためのアンケート調査」というのが始まったと思うんですけれども、それに対応して学校医から、自分の専門外で分かりにくいなどの意見が挙がっております。前に学校保健会大会の講演会で、東京医科大学の呉先生にお願いして講演していただいた内容がすごく役立つものだと思うので、1回ユーチューブで公開していただいたんですけれども、現在は見れない状況です。ぜひもう一度といいますか、常に見れる状態にしてほしいとの意見が学校医から挙がっておりますので、常時見れるようにしたり、DVDにして配布したりなどの対応をお願いしたいと思います。

○学校運営課長 星野委員から頂戴しました御意見でございます。そちらについては、今担当といただいた御意見にどのような形で対応ができるかというところで調整を図っているところですので、対応の方向性が決まりましたら、また御案内をさせていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

○教育長 よろしいでしょうか。

ほかに御意見、御質問などいかがでしょうか。

〔発言する者なし〕

○教育長 ほかに御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了します。

◆ 報告2 その他

○教育長 次に、報告2、その他ですが、事務局から報告事項がありますでしょうか。

○教育調整課長 特にございません。

◎ 閉 会

○教育長 以上で、報告事項を終了し、本日の教育委員会を閉会といたします。

ありがとうございました。

午後 3 時 1 7 分閉会